

## 茨木市保育所・認定こども園(保育部分)利用者負担額徴収基準額表(予定)

(令和8年4月1日から適用)

※この表の年齢は、その児童の入所日の属する年度の初日の前日における年齢により区分するものとし、当該年度中は、その年齢を適用する。

| 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 |                                         |         | 利用者負担額（月額：円）                |                             |                             |                             |                  |  | 複数の子どもが保育所等に入所している場合、2人目の子どもは〔 〕内の金額となり、3人目以降の子どもは〔 〕内の金額となります。詳細は下記をご覧ください。 |                   |
|----------------------|-----------------------------------------|---------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------|--|------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 階層区分                 | 定 義                                     |         | 0歳児                         |                             | 1， 2歳児                      |                             | 3歳児以上            |  |                                                                              |                   |
|                      |                                         |         | 標準時間                        | 短時間                         | 標準時間                        | 短時間                         | 標準時間・短時間         |  |                                                                              |                   |
| A                    | 生活保護世帯等                                 |         | 0                           | 0                           | 0                           | 0                           | 幼児教育・保育の無償化により無料 |  |                                                                              |                   |
| B 1                  | 市町村民税非課税世帯                              | ひとり親世帯等 | 幼児教育・保育の無償化により無料            |                             |                             |                             |                  |  |                                                                              |                   |
| B 2                  |                                         | 一般世帯    | 幼児教育・保育の無償化により無料            |                             |                             |                             |                  |  |                                                                              |                   |
| C 1                  | 市町村民税所得割課税額<br>48,600 円未満               | ひとり親世帯等 | 6,700<br>( 0 )<br>〔 0 〕     | 6,700<br>( 0 )<br>〔 0 〕     | 6,700<br>( 0 )<br>〔 0 〕     | 6,700<br>( 0 )<br>〔 0 〕     |                  |  |                                                                              | 別途主食費、諸費用等がかかります。 |
| C 2                  |                                         | 一般世帯    | 14,600<br>(7,300)<br>〔 0 〕  | 14,400<br>(7,200)<br>〔 0 〕  | 14,600<br>(7,300)<br>〔 0 〕  | 14,400<br>(7,200)<br>〔 0 〕  |                  |  |                                                                              |                   |
| D 1                  | 市町村民税所得割課税額<br>48,600 円以上<br>57,700 円未満 | ひとり親世帯等 | 6,700<br>( 0 )<br>〔 0 〕     | 6,700<br>( 0 )<br>〔 0 〕     | 6,700<br>( 0 )<br>〔 0 〕     | 6,700<br>( 0 )<br>〔 0 〕     | 幼児教育・保育の無償化により無料 |  |                                                                              |                   |
| D 2                  |                                         | 一般世帯    | 22,500<br>(11,200)<br>〔 0 〕 | 22,200<br>(11,100)<br>〔 0 〕 | 22,500<br>(11,200)<br>〔 0 〕 | 22,200<br>(11,100)<br>〔 0 〕 |                  |  |                                                                              |                   |
| E 1                  | 市町村民税所得割課税額<br>57,700 円以上<br>77,101 円未満 | ひとり親世帯等 | 6,700<br>( 0 )<br>〔 0 〕     | 6,700<br>( 0 )<br>〔 0 〕     | 6,700<br>( 0 )<br>〔 0 〕     | 6,700<br>( 0 )<br>〔 0 〕     |                  |  | 別途主食費・副食費、諸費用等がかかります。                                                        |                   |
| E 2                  |                                         | 一般世帯    | 22,500<br>(11,200)<br>〔 0 〕 | 22,200<br>(11,100)<br>〔 0 〕 | 22,500<br>(11,200)<br>〔 0 〕 | 22,200<br>(11,100)<br>〔 0 〕 |                  |  |                                                                              |                   |
| F 1                  | 市町村民税所得割課税額<br>77,101 円以上 97,000 円未満    |         | 22,500<br>(11,200)<br>〔 0 〕 | 22,200<br>(11,100)<br>〔 0 〕 | 22,500<br>(11,200)<br>〔 0 〕 | 22,200<br>(11,100)<br>〔 0 〕 | 幼児教育・保育の無償化により無料 |  |                                                                              |                   |
| F 2                  | 市町村民税所得割課税額<br>97,000 円以上 169,000 円未満   |         | 33,300<br>(16,600)<br>〔 0 〕 | 32,900<br>(16,400)<br>〔 0 〕 | 33,300<br>(16,600)<br>〔 0 〕 | 32,900<br>(16,400)<br>〔 0 〕 |                  |  |                                                                              |                   |
| F 3                  | 市町村民税所得割課税額<br>169,000 円以上 301,000 円未満  |         | 45,700<br>(22,800)<br>〔 0 〕 | 45,000<br>(22,500)<br>〔 0 〕 | 45,700<br>(22,800)<br>〔 0 〕 | 45,000<br>(22,500)<br>〔 0 〕 |                  |  |                                                                              |                   |
| F 4                  | 市町村民税所得割課税額<br>301,000 円以上 397,000 円未満  |         | 60,000<br>(30,000)<br>〔 0 〕 | 59,100<br>(29,500)<br>〔 0 〕 | 60,000<br>(30,000)<br>〔 0 〕 | 59,100<br>(29,500)<br>〔 0 〕 |                  |  |                                                                              |                   |
| F 5                  | 市町村民税所得割課税額<br>397,000 円以上              |         | 78,000<br>(39,000)<br>〔 0 〕 | 76,800<br>(38,400)<br>〔 0 〕 | 78,000<br>(39,000)<br>〔 0 〕 | 76,800<br>(38,400)<br>〔 0 〕 |                  |  |                                                                              |                   |

C 1 階層から E 1 階層の多子計算方法  
  
( ):年齢に関係なく、保護者と生計を一にしている子どもの中で第2子に適用  
  
[ ]:年齢に関係なく、保護者と生計を一にしている子どもの中で第3子以降に適用

E 2 階層から F 5 階層の多子計算方法  
  
( ):小学校就学前までの範囲で保育所等に通っている2番目の子どもに適用  
  
[ ]:小学校就学前までの範囲で保育所等に通っている3番目以降の子どもに適用  
  
※「保育所等」とは、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、茨木市待機児童保育室、企業主導型保育事業所、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援または医療型児童発達支援をいう。

※「生活保護世帯等」とは、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）、保護者が児童福祉法第6条の4に規定する里親である世帯をいいます。

※「ひとり親世帯等」の詳細については、裏面の備考1をご参照ください。

※市民税所得割課税額は、税額控除前の額（調整控除及び税額調整を除く）が適用されます。

※上記の額は、保育所または認定こども園の保育部分に在籍されている場合の利用者負担月額です。

小規模保育事業A型、小規模型事業所内保育事業の利用者負担額及び茨木市待機児童保育室の利用料は、上記の額に90/100を乗じた額となります。

備 考

1 「ひとり親世帯等」について

- 「ひとり親世帯等」とは、次の世帯をいう。
- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 17 条及び第 31 条の 6 に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものの世帯
  - (2) 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯
    - ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
    - イ 大阪府療育手帳に関する規則（平成 12 年大阪府規則第 42 号）に基づく療育手帳の交付を受けている者
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児
    - オ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に基づく障害基礎年金等の受給者
  - (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

2 月途中に入所または退所した場合

- 月途中の入退所については、当該利用者負担額を日割計算（1 月を 25 日とみなす。）とする。
- (1) 月途中入所 当月利用者負担額 × 月途中入所日からの開所日数 ÷ 25 日（10 円未満切捨て）
  - (2) 月途中退所 当月利用者負担額 × 月途中退所日までの開所日数 ÷ 25 日（10 円未満切捨て）

3 公立施設の延長保育料について

茨木市立保育所等（認定こども園、小規模保育施設含む）及び待機児童保育室における延長保育料は、次のとおりとする。

<標準時間認定における延長保育（児童 1 人につき）>

| 区 分                            | 月 額     | 日 額   |
|--------------------------------|---------|-------|
| A 型延長保育（午前 7 時から午前 7 時 30 分まで） | 2,500 円 | 300 円 |
| B 型延長保育（午後 6 時 30 分から午後 7 時まで） | 2,500 円 | 300 円 |
| C 型延長保育（A 型延長保育 + B 型延長保育）     | 5,000 円 | 600 円 |

- (1) この表の「月額」及び「日額」の区分は、延長保育の利用の申込区分による。
- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む）に係る延長保育料は無料とする。

4 公立施設の主食費及び副食費について（3 歳児～5 歳児クラスの児童のみ）

茨木市立保育所等（認定こども園、小規模保育施設含む）及び待機児童保育室における主食費及び副食費は、次のとおりとする。

|                | A 階層から E 1 階層までの世帯 |       |         | E 2 階層から F 5 階層までの世帯 ※1 |       |         |
|----------------|--------------------|-------|---------|-------------------------|-------|---------|
|                | 第 1 子              | 第 2 子 | 第 3 子以降 | 第 1 子                   | 第 2 子 | 第 3 子以降 |
| 主食費（児童 1 人につき） | 1,000 円（月額）        |       |         | 1,000 円（月額）             |       |         |
| 副食費（児童 1 人につき） | 0 円                |       |         | 4,900 円（月額）             | 0 円   |         |

- ※1 ただし、小学校就学前までの児童で数えます。
- ※2 月途中に入退所をした場合、主食費・副食費は日割計算となります。（備考 2 参照）
- ※3 金額は変更となる可能性があります。その際は改めて市ホームページ等でお知らせいたします。